

平成17年度 第2回四国地方整備局事業評価監視委員会の開催結果（速報）

1. 日 時：平成17年12月8日（木） 13:30～16:30

2. 会 場：マリンパレスさぬき

3. 出席者

委 員：柏谷委員長、井原委員、大年委員、谷口委員、那須委員、
村上委員

四国地整：局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、道路部長、港湾空港部長、
営繕部長、用地部長 他

4. 議事内容

・再評価審議

- 1) 一般国道11号 高松東道路
- 2) 吉野川水系南小川流域 直轄砂防事業
- 3) 高知港 三里地区多目的国際ターミナル整備事業
- 4) 徳島小松島港 赤石地区多目的国際ターミナル整備事業(岸壁(-10m)①)

・事後評価審議

- 1) 徳島小松島港 赤石地区多目的国際ターミナル整備事業(岸壁(-13m)①)
- 2) 伊野税務署

・報告事項

- 1) 池田ダム ダム湖活用環境整備事業

5. 審議結果

・再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

- 1) 一般国道11号 高松東道路
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 2) 吉野川水系南小川流域 直轄砂防事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 3) 高知港 三里地区多目的国際ターミナル整備事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 4) 徳島小松島港 赤石地区多目的国際ターミナル整備事業(岸壁(-10m)①)
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

・事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

- 1) 徳島小松島港 赤石地区多目的国際ターミナル整備事業(岸壁(-13m)①)
「事業の効果は発揮されており、今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 2) 伊野税務署
「事業の効果は発揮されており、今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。